平成２６年（フ）第２６３号
福井市高木町第77号10番地６号
破産者　岩堀美知惠
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２６４号
福井市西開発４丁目419番地２
破産者　神保　一夫
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
岐阜県可児市禅台寺６丁目71番地２
破産者　深谷幸一郎
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第４７９号
静岡市葵区安倍口団地７番19―662号
破産者　兵頭　正行
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５０５号
静岡県焼津市石津中町18番地の30、旧住所静岡県焼津市駅北２丁目17番１―413号　エンブル・シティ焼津
破産者　石田　通雄
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４３２号
兵庫県尼崎市南塚口町３丁目25番17号ハイツ竹美郷202
破産者　大黒工務店こと　宇都宮千代亀
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６６号
山口市湯田温泉１丁目５番４号　エンジェルハウスＢ102号、前住所千葉県流山市三輪野山３丁目19番地の15
破産者　溝部　　学
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
徳島県阿南市福井町色面34番地
破産者　堂本まき子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第３６号
徳島県海部郡海陽町四方原字旭町86番地２
破産者　角田　由美
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

平成２６年（フ）第１３９号
香川県高松市松島町１丁目14番18号
破産者　三好　幸美
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４４号
香川県小豆郡土庄町豊島唐櫃2626番地２
破産者　水口　美鈴（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２５号
高知市中須賀町176番地、開始決定時の住所高知市宇津野22番地20
破産者　川上　豊昭
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２６号
高知市中須賀町176番地、開始決定時の住所高知市宇津野22番地20
破産者　川上　律子
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２５４号
高知市桜井町１丁目11番11号　エトワール桜井町405号
破産者　濱口　和大
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第５３２号
北九州市八幡東区茶屋町１番７号
破産者　松岡　勝子（旧姓松藤）
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５６号
福岡県田川市大字伊田2739番地　三井伊田三井伊田団地15―３―４、前住所福岡県田川郡糸田町2966番地17
破産者　福島　美沙（旧姓西牟田）
1　決定年月日　平成27年１月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

免責許可決定

平成２６年（フ）第８３０号
埼玉県久喜市青葉１丁目１番23―503号
破産者　佐々木　進
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第８６７号
埼玉県朝霞市膝折町５丁目９番51号　サンプレーリーＡ201
破産者　藤本　千鶴
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第９２２号
さいたま市見沼区大和田町１丁目975番地エスポアールトヤマ109、旧住所さいたま市見沼区大和田町１丁目975番地　エスポアールトヤマ101
破産者　高野　忠雄
1　決定年月日　平成27年１月26日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係